

# 岡谷市成年後見支援センター

岡谷市成年後見支援センターでは、みなさんが地域で安心して暮らせるよう「成年後見制度」の活用のお手伝いをします。



例えば、こんなことで困ったら… ご相談ください。



- ・成年後見制度について詳しく知りたい。
- ・物忘れや障がいがあり、お金の管理ができず、頼れる人もいない…
- ・介護や福祉サービスを利用したいが、内容が理解できず、自分で契約ができない…



- ・判断能力が低下してきて、悪質商法の被害を受けている…
- ・自分のお金を知らないうちに誰かに使い込まれて困っている…



- ・障がいのある子を見守る親族がいなくなった後の将来が心配…
- ・急に倒れてしまい、不動産の管理や相続ができずに困っている…

# 成年後見制度とは？？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が低下し、生活に必要な契約行為や財産管理を行うことが難しい方に対し、家庭裁判所が本人の意思を尊重しながら支援する人を選ぶことにより、本人を法律的に支援する制度で、次の2種類があります。

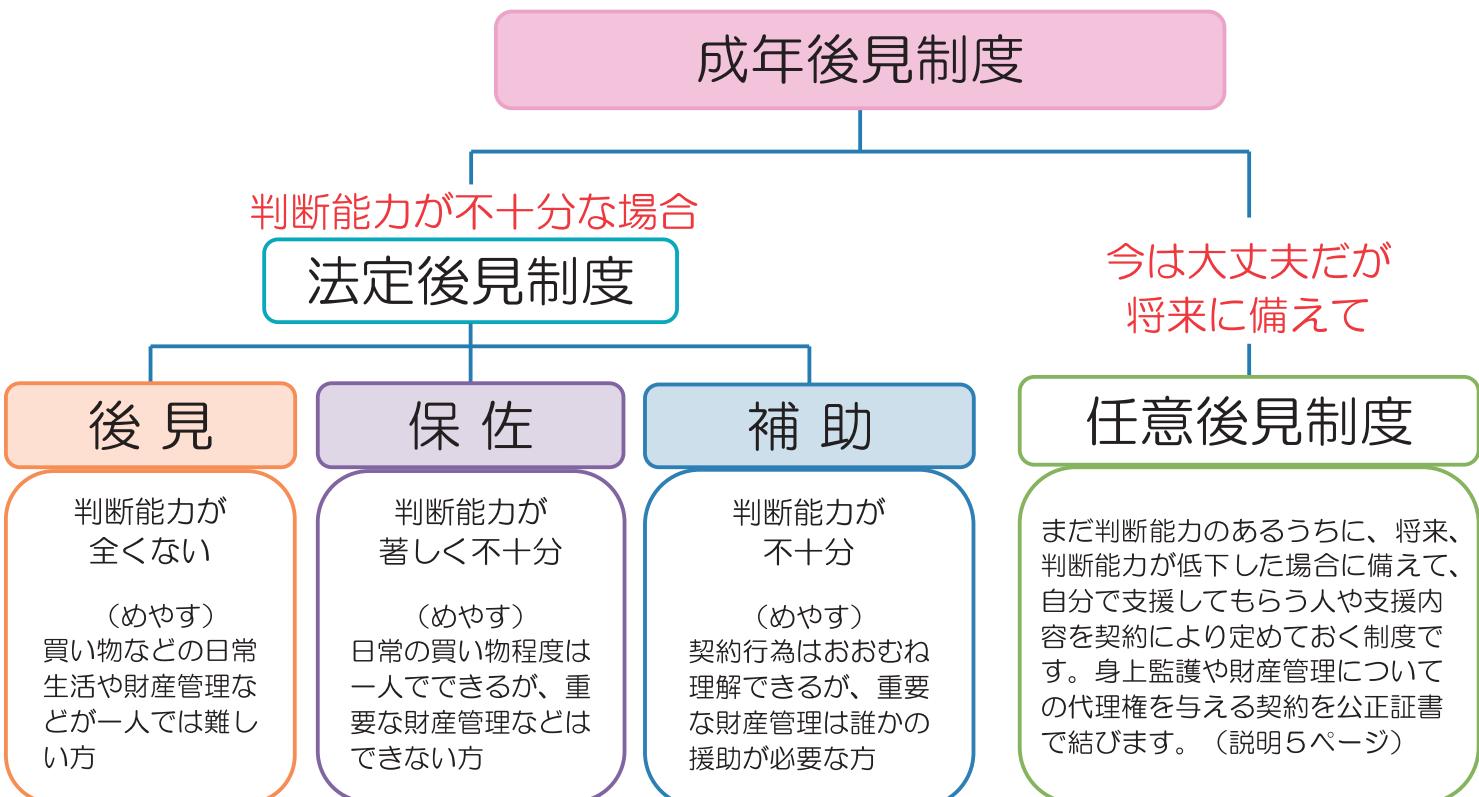
法定後見制度 すでに判断能力が低下してしまった方を支援する制度

任意後見制度 将来、判断能力が低下してしまった時に備える制度



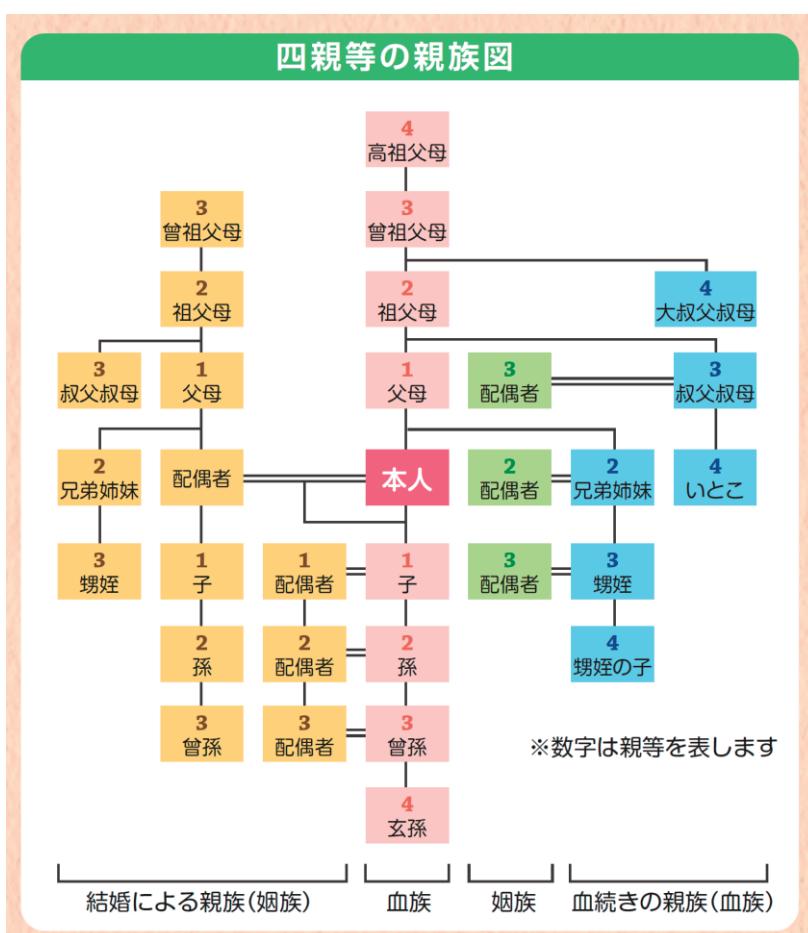
## 成年後見制度の概要

家庭裁判所が本人の判断能力を判断し、「後見」「保佐」「補助」の中から本人にあった支援を決定します。



## 【法定後見の3類型】

類型	後見	保佐	補助
申立てができる人	本人・配偶者・4親等内の親族、成年後見人等（他類型の支援者・監督人）、検察官任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長		
申立て時の本人の同意	不要	不要	必要
支援する人の名称	成年後見人	保佐人	補助人
同意権・取消権	支援する人が与えられる権限	日常生活に関する行為以外の行為	※民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	本人の同意	不要	不要
代理権	支援する人が与えられる権限	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	本人の同意	不要	必要



※民法13条1項で定められている法律行為

- ①預貯金の払戻・金銭の貸付
  - ②金銭の借入・保証
  - ③不動産等の重要な財産の権利の得喪
  - ④民事訴訟行為
  - ⑤贈与・和解・仲裁合意
  - ⑥相続の承認・放棄・遺産分割
  - ⑦贈与・遺贈の拒絶等
  - ⑧新築・改築・増築・大修繕
  - ⑨民法第602条の一定期間を超える債務借契約



同意権とは・・・本人が行った商品購入やサービス契約、住宅のリフォーム、保険の契約などの内容を確認し、問題がなければ同意する権限です。

取消権とは・・・悪質商法による契約など、本人が行った「不利益をもたらす契約」などを取り消す権限です。

代理権とは・・・介護・福祉サービス、施設入所、金融機関との取引などの契約を、本人に代わって行う権限です。

# 法定後見制度の流れ

## 申立て

家庭裁判所

- 申立人が本人の住所地（実際に住んでいる所）の家庭裁判所に申立てます。
- 申立てには、書類や手数料などが必要です。  
※必要書類は、家庭裁判所や当センターで取得するか、長野家庭裁判所ホームページでダウンロードも可能です。

### 申立てに必要な書類と金額（参考）

申立書	必要事項を記載したもの
申立手数料	800円（収入印紙） ※代理権・同意権の付与の申立ては各800円追加
登記の印紙代	2,600円（収入印紙）
郵便切手	3,730円（金種ごと指定あり）
医師の診断書	5,000円～10,000円程度 ※医療機関ごとに異なります。
その他添付書類	戸籍謄本・住民票等（実費）
鑑定費用	医師による鑑定が必要となる場合があります。 鑑定費用は、5万～10万円程度。※家庭裁判所へ支払います。

申立て時に提出

## 調査・審問

- 家庭裁判所による、本人や申立人・後見人等候補者への調査や面接が行われます。  
※本人の判断能力等を確認するために、家庭裁判所が必要と判断した場合は、医師による鑑定が行われます。

## 審 判

成年後見人等

選任

- 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と支援内容・範囲が決定されます。
- 場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。
- 申立てから審判までは約2～3カ月程度かかります。

## 通 知

法定後見の開始

- 本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が通知されます。
- 後見人等が審判書を受け取ってから2週間経過した日に審判が確定します。→ **後見人等の仕事が始まります。**

※不服がある場合は、この2週間の間に不服申し立て（即時抗告）の手続きが可能です。

## 登 記

東京法務局

- 審判の内容は東京法務局に登記されます。  
(戸籍には記載されません。)



成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）ができること

### 身上監護（生活に関する支援）

- 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
- 介護・福祉サービスや施設入所の契約、手続き
- 年金や社会保険の手続き

### 財産管理（金銭に関する支援）

- 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- 印鑑を扱うような契約行為
- 不動産や権利書などの財産管理・保管
- 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）ができないこと

- 本人の日用品の購入に対する同意・取消
- 食事や排せつの介助、送迎、病院への付き添い等の事実行為
- 結婚、離婚、養子縁組、子の認知、遺言に関すること
- 手術・延命治療等の医療行為への同意
- 身元保証人、身元引受人、入院保証人等
- 死後の葬儀や埋葬

### 成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の報酬額について

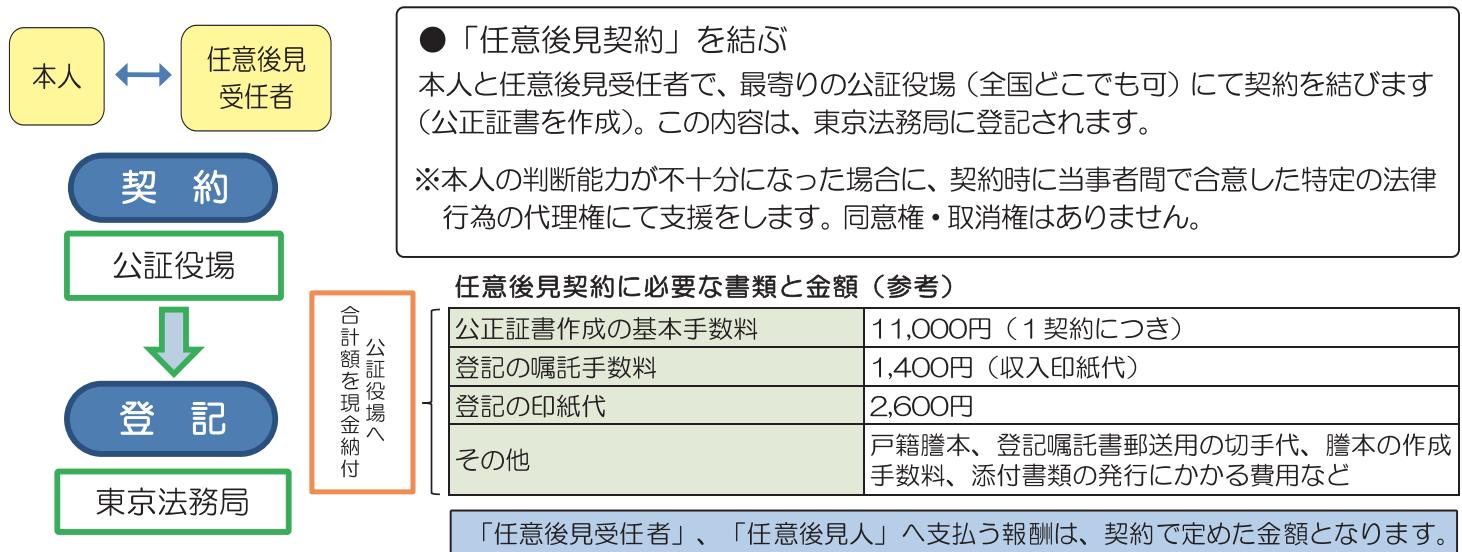
成年後見人等が受け取る報酬は、本人の財産や支援内容に応じて、成年後見人等の申立てにより、家庭裁判所が決定します。（原則として、本人の財産から支払われます。）

報酬額の基準は法律では決まっていませんが、めやすとして月額1万円程度～とされることが多いようです。

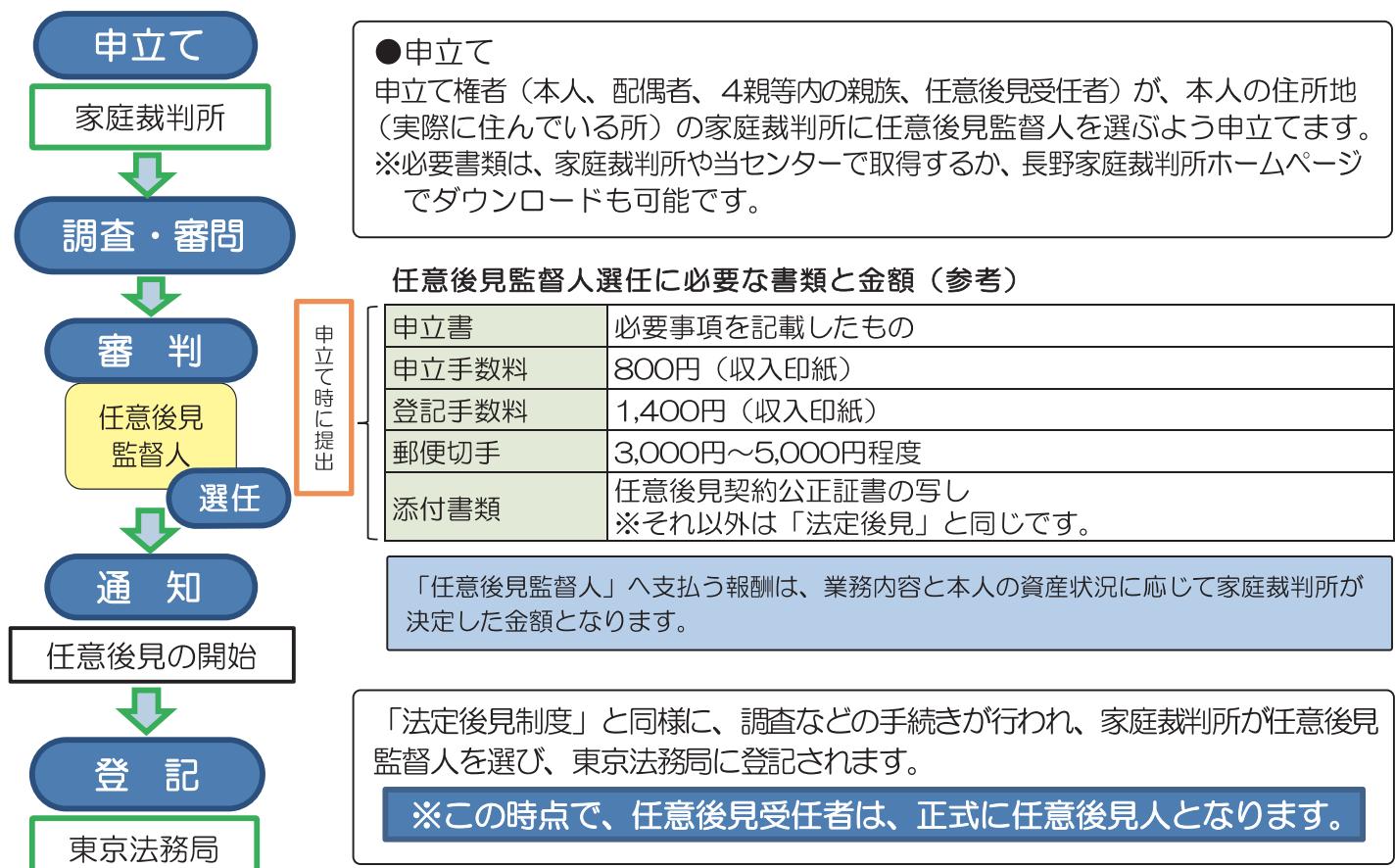
※詳細は、長野家庭裁判所ホームページ「成年後見人等の報酬額について」を参照。

# 任意後見制度の流れ

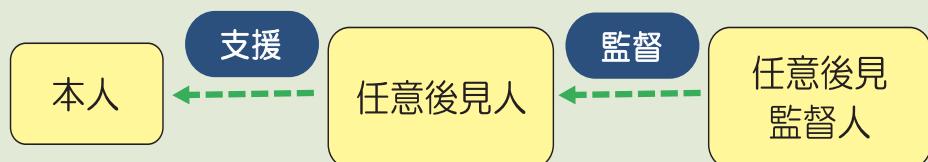
まず、将来の支援者（任意後見受任者）を決め、どのような支援を受けたいか相談し、委任する内容を決めます。  
※同時に「任意代理契約」（事務委任契約等）を結ぶことで、判断能力があるうちから支援を受けることも可能です。



## 本人の判断能力の低下に伴い



## 任意後見人による支援時のイメージ



# 諏訪地域管轄の家庭裁判所・公証役場

法定後見制度の申立て、任意後見監督人選任の手続き

## 長野家庭裁判所 諏訪支部

〒392-0004 諏訪市諏訪1-24-22  
電話：0266-52-9217



※東京方面から岡谷市方面へ向かう場合は、「諏訪一丁目」交差点は右折できません  
ので手前の「諏訪一・二丁目」交差点で右折してください。

任意後見契約、公正証書の手続き

## 諏訪公証役場

〒392-0026 諏訪市大手2-17-16 信濃ビル3階  
電話：0266-53-4641



# 岡谷市成年後見支援センター

相談は無料です。職員が相談をお受けします。

電話 0266-24-2121 (FAX 0266-24-3555)

●月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 (土日、祝日、年末年始はお休みです)



〒394-0081 岡谷市長地権現町4-11-50

「おかや総合福祉センター」(諏訪湖ハイツ)1階 岡谷市社会福祉協議会内  
代表E-mail [info@okaya-shakyo.or.jp](mailto:info@okaya-shakyo.or.jp)  
ホームページ <http://www.okaya-shakyo.or.jp>

## センター以外の相談機関

- 岡谷市役所（障がい者：社会福祉課、高齢者：介護福祉課）  
〒394-8510 岡谷市幸町8-1 電話：0266-23-4811（代表）
- 岡谷市地域包括支援センター（岡谷市役所 介護福祉課内）  
電話：0266-23-2336（直通）
- 諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」  
〒392-0024 諏訪市小和田19-3 電話：0266-54-7713